

○廿日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成6年4月1日

告示第19号

(趣旨)

第1条 市は、生活排水によって生じる公共用水域の水質汚濁を防止し市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽を設置する者が行う補助金の交付の対象となる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては廿日市市補助金等交付規則(平成5年規則第10号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽で、法第4条第1項に規定する構造基準に適合するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (3) 合併処理浄化槽 し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上、放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下の機能を有し、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知)に適合するものをいう。
- (4) 専用住宅 主に居住の用に供する建物(店舗等を併設する場合は、建物から店舗等面積を差し引いた居住面積部分を対象とする。)をいう。
- (5) 公共下水道計画区域 廿日市市汚水処理施設整備構想(平成30年3月策定)で示された下水道整備区域をいう。

(6) 公共下水道事業計画区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域をいう。

(7) 浄化槽整備区域 公共下水道計画区域及び農業集落排水処理施設の処理区域（廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例（平成17年条例第1号）第2条第3号に規定する処理区域）に含まれない区域をいう。

(8) 補助対象区域 次に掲げる区域とする。

ア 浄化槽整備区域

イ 公共下水道計画区域であって公共下水道事業計画区域に含まれない区域

（交付の対象）

第3条 補助金の交付対象は、補助対象区域において、専用住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この補助金の交付対象者とならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認の申請又は法第5条第1項に基づく届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する者

(2) 販売又は賃貸等の目的で専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者

(3) 既存の合併処理浄化槽を廃止して、新たに合併処理浄化槽を設置する者

(4) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者

(5) 自らが生活の本拠とすることを目的としない専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者

(6) 法人

(7) 補助金の交付決定をした日の属する市の会計年度の2月末日までに合併処理浄化槽を設置することができない者

(8) 既に集合処理（複数の建築物を1つの合併処理浄化槽で処理）している区域において、合併処理浄化槽を設置する者

- (9) 前条第8号イの補助対象区域において、専用住宅の新築（建て替えを含む）に伴い、合併処理浄化槽を設置する者
- (10) 交付決定前に浄化槽の工事に着手した者
- (11) 市税及び市の各種徴収金等を滞納している者
(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、別表の左欄に掲げる補助対象区域及び人槽区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、単独処理浄化槽を撤去し、新たに合併処理浄化槽を設置する者に対する補助金の交付額は、別表に掲げる人槽区分に応じ、同表補助限度額に9万円を加算した額を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定により提出する補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号とする。

- 2 規則第3条第1項第4号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 建築確認通知書の写し又は審査機関で受理された浄化槽設置届出書の写し
 - (2) 設置場所を示す図面及び付近の見取図（既存の単独処理浄化槽を撤去する加算補助がある場合は、単独処理浄化槽の設置場所を記載すること。）
 - (3) 建物等の配置図、配管図及び勾配図
 - (4) 合併処理浄化槽の構造図（型式適合認定書等）
 - (5) 合併処理浄化槽を設置しようとする専用住宅が借家である場合はその所有者の承諾書（別記様式第2号）
 - (6) 合併処理浄化槽維持管理誓約書（別記様式第3号）
 - (7) 合併処理浄化槽の設置工事を請け負う業者との工事請負契約書の写し（別記様式第4号）
 - (8) 浄化槽登録証の写し
 - (9) 登録浄化槽管理票（C票）

- (10) 工事に係る見積書の写し（既存の単独処理浄化槽を撤去する加算補助がある場合は、単独処理浄化槽の撤去費と合併処理浄化槽の設置費等を区分したもの）
- (11) 委任状（施工業者が設置者に代わって提出する場合に限り添付するものとする。）（別記様式第5号）
- (12) 道路占用許可書等の写し
- (13) 浄化槽設備士免状の写し（施工業者が昭和62年以前に免状を受けた場合は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写しを添付するものとする。）
- (14) 納入状況等照会承諾書（別記様式第6号）
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に対し補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（変更承認申請書等）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（指示）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定により提出する補助事業実績報告書の様式は、別記様式第10号のとおりとし、その提出期日は当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日

を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 法第7条の規定による指定検査機関への法定検査依頼書の写し
- (3) 法第11条の規定による指定検査機関との契約書の写し
- (4) 浄化槽の設置工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前、工事中の各工程及び完成後の写真
- (5) チェックリスト（別記様式第11号）
- (6) くみ取り便槽又は単独処理浄化槽に係る処分状況の写真及び産業廃棄物処理管理票の写し（くみ取り便槽又は単独処理浄化槽を撤去した場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金交付額の確定）

第10条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知は、別記様式第12号による通知書によって行うものとする。

（工事状況の確認）

第11条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

2 市長は、補助事業を適正に執行するため必要があるときは、補助事業者に対して補助事業を適正に執行するよう指導を行うことができる。

（決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が交付の決定通知後、次の各号の一に該当した場合には、書面により補助金交付の決定または交付額の確定を取り消し、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を交付されたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の対象に違反して設置されたことが判明したとき。
- (4) その他市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定は、補助金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前2項の規定による取消しの決定をしたときは、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(設置後の検査、保守点検、清掃)

第13条 この補助金を受けて設置した合併処理浄化槽について、補助事業者は、法第7条及び法第11条に規定する水質検査を受けなければならない。

2 補助事業者は、合併処理浄化槽の機能を常に良好な状態で保持するため保守点検、清掃を定期的に行う等、適切な維持管理を行わなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第14条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、当該補助事業の完了後7年とする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月1日告示第68号)

この告示は、平成6年12月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日告示第41号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日告示第41号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月15日告示第25号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月31日告示第16号）

（施行期日）

1 この告示は、平成15年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日に旧佐伯町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成10年佐伯町告示第18号）及び旧吉和村小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成9年吉和村告示第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年3月1日告示第20号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月27日告示第147号）

（施行期日）

1 この告示は、平成17年11月3日から施行する。

（経過措置）

2 大野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、旧大野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年大野町告示第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 松が原地区（別図に示す区域に限る。）に合併処理浄化槽を設置する者に係る補助金の交付額の算出方法については、平成20年3月31日までの間、別表第1中「

5人槽	342,000円
6～7人槽	414,000円

8～10人槽	537,000円
--------	----------

」とあるのは、「

5人槽	675,000円
6～7人槽	844,000円
8～10人槽	1,219,000円

」とする。

附 則（平成19年2月7日告示第12号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日告示第30号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第45号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日告示第70号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日告示第84号）

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月11日告示第38号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象区域		人槽区分	補助限度額
			合併処理浄化槽を設置するもの
第2条第8号ア	吉和を除く地域	5人槽	474,000円
		6～7人槽	580,000円
		8～10人槽	818,000円

	吉和地域	5人槽	519,000円
		6～7人槽	641,000円
		8～10人槽	938,000円
第2条第8号イ		5人槽	332,000円
		6～7人槽	414,000円
		8～10人槽	548,000円
備考	<p>1 人槽区分は、居住部分に対する処理対象人員をいう。</p> <p>2 算出された額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p>		

(別記) 略